

みょうこう

編集・発行

〒944-8686 妙高市栄町5番1号
妙高市農業委員会事務局(電話:74-0030)

農業委員会だより 令和8年9月 NO.24

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します



〈全体農地パトロール(坂口げんき農場)〉

いあつち



妙高市農業委員会

会長 霜鳥 勝範

皆様方には、日頃より農業委員会活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年の温暖化現象による米の品質低下、生産量の減少、そして中東情勢の悪化等による肥料、農薬、資材等の価格の高騰により農業を取り巻く環境が厳しい状況に直面している中、農家は米価の変動に左右され、経営難による離農者の増加が懸念されることから、農産物を安定供給できる環境整備が急務となっております。

本年も、農業委員会では、地域計画のブラッシュアップに向けた地域での話し合いを中心に、地域計画の実現に支障をきたす所有者不明農地の解消や、外国人による農地の取得状況、農業委員への女性登用等について情報を共有し、取り組みを進めているところです。

また、所有者不明農地の解消に取り組む農業委員会を支援するため、令和7年度より都道府県において「所有者不明農地対策事業」に対する予算措置が講じられ、昨年、新潟県においては、新潟、長岡、上越で司法書士の支援を受けながら調査等を実施したところ、約10haの農地解消につながりました。

現農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員の任期も残すところ半年となりましたが、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和9年3月26日
任期満了

農 業 委 員
農地利用最適化推進委員

募集

令和9年3月26日に農業委員及び農地利用最適化推進委員の3年間の任期が満了します。委員改選に伴い以下のとおり募集要項を定めましたので、職務内容や応募方法についてお知らせします。多くの方々からの応募・推薦をお待ちしています。

◆募集要領◆

項 目	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
応 募 方 法	○自薦又は他薦を問いません。 ○所定の届出書(個人推薦、団体推薦、応募(自薦)の3種類があります。)に必要事項を記入のうえ、郵送又は農業委員会事務局、各支所へ直接持参してください。(持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までをお願いします。) ○届出書は、農業委員会事務局、各支所で配布するほか、妙高市ホームページからダウンロードできます。	
応募受付 期 間	令和8年9月1日(火)から令和8年9月30日(水)まで【 必着 】	
対象者	農業に関する識見を有し、 <u>市内の農地全体</u> において、 <u>※農地等の利用の最適化の推進</u> に関する事項やその他農業委員会が所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者	農業に関する識見を有し、 <u>担当する地区</u> において、 <u>※農地等の利用の最適化の推進</u> のための活動に取り組み、また、その他農業委員会が所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
	※「農地等の利用の最適化の推進」とは、次の3つのことを言います。 ①担い手への農地利用の集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進	
募 集 委 員 数	17人 (うち中立委員1人以上) ※全市を1区として農業委員を募集します。 ※「中立委員」とは、農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者です。	18人 ※担当地区ごとに募集人数を定めます。 別表のとおり
任期	令和9年3月27日～令和12年3月26日	令和9年3月29日～令和12年3月26日
報酬	月額:30,500円	月額:25,500円
	※総会等に出席した場合は、別途、費用弁償(交通費)を支払います。	
主な 職務内容	推進委員と連携した下記の業務 ○毎月の総会に出席し、農地の権利移動等の許認可及び農地転用許可に係る意見等を決定します。	農業委員と連携した下記の業務 ○毎月の総会に、任意で出席することができます。 ○総会における議決権はありませんが、意見を述べるすることができます。
	※両委員共通の職務内容 ○担い手への農地利用の集積・集約化 ○遊休農地の発生防止・解消 ○新規参入の促進 ○その他農業委員会の所掌事項(農業者年金の加入促進・全国農業新聞の購読促進等)	

項 目	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
選任資格	次のいずれかに該当する者は、委員となるできません。 ○破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ○拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	
	○他の法令で農業委員との兼職が禁止されている者	○委嘱する時点で、農業委員である者
選任方法	○農業委員評価委員会を開催し(必要に応じて面接を行う場合があります)、提出された書類をもとに、推薦を受けた者及び応募した者の中から候補者を決定します。 ○決定した候補者は市議会の同意を得たうえで市長が任命します。 ※法律の規定等により、選任にあたっては次のような条件があります。 ①認定農業者等が5人以上を占めること。 ②農業委員会の所掌する事務に、利害関係の無い人(中立委員)を含めること。 ※委員の配置は、選任地区、年齢、性別に偏りがないように配慮します。	○農地利用最適化推進委員評価委員会を開催し(必要に応じて面接を行う場合があります)、提出された書類をもとに、推薦を受けた者及び応募した者の中から、担当地区ごとに推進委員を選定します。 ○選定した推進委員を農業委員会が委嘱します。 ※農業委員と両方に応募できますが、兼務することはできません。
その他	○両委員とも妙高市の特別職の非常勤職員です。 ○秘密保持の義務があります。委員の職務上で知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはいけません。 ○応募の状況については、妙高市ホームページで住所、生年月日及び連絡先以外の届出書に記載された事項を公表します。	

別 表

担当地区	募集人数	担当地区	募集人数
新井地区、水上地区	2	矢代地区	2
和田地区	2	斐太地区	2
鳥坂地区、新井南部地区	4	妙高地区	4
妙高高原地区	2	合 計	18

※地区ごとの、農地面積、農地集積状況や休耕状況、地域事情等を考慮して、募集人数を定めています。

**ご連絡
お問い合わせ先**

妙高市農業委員会事務局 〒944-8686 妙高市栄町5番1号
TEL 0255-74-0030(直通) FAX 0255-73-8206

研修を開催

先進地視察について

農業委員 横尾 一弘

6月末の総会終了後、先進地視察に参加しました。今回の視察先はカーブドッチワイナリーです。名前は聞いたことがありましたが訪れるのは初めてであったため非常に楽しみにしておりました。

カーブドッチワイナリーは、新潟市西蒲区郊外の角田山麓に広がる砂丘地にあり、ぶどう栽培とワイン醸造を主力とし、レストランやワイン販売、温泉、ホテル等を備えた観光型のワイナリーを展開しています。創業は1992年で、名称はフランス語の「CAVE(ワイン貯蔵室)」と「deOCCI(創業者の落希「郎氏」)に由来し、「落さんのワイン蔵」を意味することです。製造されるワインは年間約10万本で、その約9割がワイナリーで販売されるなど、直販比率の高さが特筆されております。敷地内には6haのぶどう畑と5千坪のイングリッシュガーデンが整備されており、周辺は「新潟ワインコースト」と呼ばれるワイナリー集積地区となっています。

当初はドイツ系の栽培・製造方法を参考にしていましたが、新潟は夏の気温が高く風土に合わなかったため、品種や製造方法をフランス式に転換しました。品種の特性を生かし、細やかで繊細な処理、樽の使い方、ブレンド技術など、様々な試行錯誤を経て現在に至ったという貴重な話を

伺いました。その苦労には稲作を中心とする私たちにも大いに共感するところがありました。

機会があれば二度は訪れる価値があると感じられる、大変有意義な視察となりました。



農地パトロールを実施

全体農地パトロール

農業委員 石川 道夫

7月31日、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員により、市内3箇所の農地パトロールを実施しました。

1件目は、令和5年度からほ場整備事業が実施されている柳井田地区のほ場です。受益面積16.4ha、総事業費6億2,200万円で事業区域は柳井田A～Eの5ブロック及び栗原工区で構成されており、すでにEブロック(柳井田北部)は昨年度に完成し今年度から作付けされておりましたが、令和10年度までに順次完成する予定とのことでした。

2件目は、道の駅あらいの将来的に予定されている拡張整備について、関係者から事業説明を受け現地確認を行いました。防災拠点として、また、くつろぎの場としての集客を目指し、現在詳細を計画中であると説明を受け、近年、各地で大きな災害が起きている中、この地域の避難所として大きな期待を持ちました。

3件目は、坂口新田地内の坂口げんき農場のぶどう栽培の取り組みについて、農場の代表理事から状況説明を受け、現地確認を行いました。

バスから降りた瞬間、涼しいの音があちこちから聞こえ、説明によると、この地はぶどう栽培に適した気候とのこと、立派なぶどうが鈴なりにぶら下がっており、雪国ならではの作業量の多さや、10日に1回位の頻度で防除を行わなければ良質のぶどうが収穫できないなどの苦労話を伺いました。今後も妙高ワインが多くの人々に親しまれることを願っております。



地域別農地パトロールを終えて

農地利用最適化推進委員 東條 明

7月8日、和田地区の農地パトロールを実施しました。全体として概ね適正に管理されていますが、一部の不耕作地は不在地主が所有する耕作放棄地や、農業従事者の高齢化に伴う離農者の農地であり、草が伸びて農地としての管理状況が良好ではありませんでした。

国賀地区では、地目は田である農地を市内の企業が所有しており、毎年パトロール後に農地利用最適化推進委員の要請で草刈りを実施しているようです。

月岡・広島地区では、地目は田及び畑となっていますが、所有者は不在地主で現況を把握しておらず、草が生い茂っていました。今後、農業委員を通じて草刈りを要請する予定です。

上百々地区は特に問題はありませんでしたが、上越市境周辺の農地が荒廃しており、関係者を通じて所有者に適正管理の要請をする予定です。

柳井田・栗原地区は令和5年からほ場整備が始まっており、令和10年に工事が完了する予定です。一部では工事が完了し作付けされていますが、その他は工事のため耕作されていませんでした。ほ場が大きくなり、農地の集約化も期待され、担い手が農地を適切に管理することが望まれます。

今後は、地域と行政が一体となり、10年先を見据えた地域計画により、農地

が適切に利用され、担い手が農業を継続できるための方向付けを行うことが重要と思われます。



個別農地パトロール

農地利用最適化推進委員 金澤 一義

個別農地パトロールを実施しました。今年も農業委員とともに瑞穂地区楡島で酒米を栽培されているほ場を見回りました。見回った時には、既に穂が出現していました。

酒米は、出穂が早いいため、昨年はスズメによる被害で収穫量が少なかったと聞きました。私が住んでいる南部地区では、シカやイノシシによる被害が発生しており、どこへ行っても電気柵や動物が嫌がるテープなどを設置して、動物が近寄らないよう対策を講じています。動物の出没を防ぐためには、緩衝帯のための草刈りの徹底が必要だと思っています。

今年は雨が少なく、春先に田植えができないところもありました。エンジンポンプを使用し、池から1日かけて水を入れました。米の価格については、大きく下がらない事を願います。

終わりに、これから稲刈りまでの間に、災害が発生しない事を願っております。



個別農地パトロール

農地利用最適化推進委員 保科 一之

農地利用最適化推進委員として、雪解け以降、地域の農地パトロールを行いました。

妙高地区内の農地は、生産条件が悪く耕作放棄地の増加が懸念される中山間地が主であり、未整備地と整備地が混在している地域です。

未整備地のほとんどが、傾斜地で面積も小さいため整備が難しく、整備地は、

作業条件が整ったとはいえ山林と近接しているため、電気柵の設置・撤去や畦畔の草刈りは、平野部と比べ多くの労力を要しています。

整備地は、受け手の努力で何とか耕作が継続されていますが、未整備地は、生産性の低さから受け手がなく耕作放棄地となっていることを改めて感じました。

そんな地域で活動している農事組合法人に話を聞くことができました。法人の高齢化も例外ではないようです。省力化を目指し、スマート農業の取り組みとして、ドローンの活用による水稻の試験的な直播栽培や農薬散布を行っているとのことでした。



未来の地域の担い手を支援 「新規就農者とヒアリングを実施」

新規就農ヒアリング

農業委員 生井 一広

新井南部地域内で所有者が遠方に居住しているため耕作が困難となった農地について、譲渡に係る許可申請がありました。これに伴い新規就農者となる譲受人へのヒアリングを農業委員、農業委員会事務局と行いました。

今回の新規就農者は同地域で空き家をご購入され、それに付随する農地も取得され、ご夫婦で移住された方です。まずは、家の周りの農地から、家庭菜園レベルで野菜の作付けをされていくそうです。

ご親戚も地域内にいらつしやるようで、以前からこの地域に馴染みもあり、すでに地域にも溶け込んでいる様子です。

私の担当する地区の集落はほとんど限界集落ですので、このように移住してくれて、耕作もしてくれる方というのは貴重な存在で、とてもありがたいことです。すでに色々な行事にも参加していただき、地域の草刈りなどの作業にもご協力いただいています。

今後も農業委員として、継続的な農地の耕作と維持に向けてサポートをしてまいります。

委員の活動について

農業委員の活動について

農業委員 竹田 賢一

農地法等の法令に基づき、農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施し、遊休農地の発生防止や解消、また新規参入の促進に取り組んでいます。

地域にもありますが現在の中山間地域では、特に遊休農地の対策に力を入れて頑張っています。年々、農地の所有者が高齢になり、草刈りや農作業に伴う危険が心配されるため、パトロールが欠かせない状況です。また、イノシシや熊の被害の増加・拡大も懸念されます。これらの遊休農地の発生を予防するためには、獣対策の強化をしていかないと、ほ場や畑、畦、農道、水路の維持管理に深刻な支障を来すと感じています。

毎年夏に地域全体の個別農地パトロールを実施しています。以前は農地図を持って調査を行っていましたが、現在はタブレットの便利な機能を活用することで利用状況が二目で確認でき、現地確認やカメラ撮影による農地の状況も簡単に記録できます。また、撮影した写真を農地情報として登録できるため、再生利用が困難な農地であるか非農地であるかの判断に役立っています。

今後これらの活動をさらにスムーズに進められるように取り組んでいきたいと思っています。

田園風景をいつまでも

農業委員 池上 裕子

中立委員になって三年目になりました。その間、研修会や先進地視察などに参加し、農業の現状について考える機会が増えました。この妙高地域には、豊かな田園風景が広がっています。きれいな草刈りされた田んぼの美しい畦、風になびく稲。そんな景色の中で、私の一番のお気に入りだった田んぼが、もう二年間作付けされていません。それでも草は丁寧刈られ続け、いつでも再開できる状態にしています。なぜ米作りをやめたしまったのでしょうか。高齢になられ、耕作が困難になってしまったのでしょうか。後継者はいないのかしら。と色々考えてしまいます。

令和の米騒動を通して、米価や米農家の生産コストに関心を持たれた消費者の方も多かったと思います。今、若い農業の担い手不足が問題となっています。

若者にとって農業が魅力的な仕事となり、中山間地の営農の継続につながっていくことを願わずにはられません。

農地利用最適化推進委員

として3年目を迎えて

農地利用最適化推進委員 大矩 武

農地利用最適化推進委員として活動を始め3年目に入りました。当初は手探りの状態で何も分かりませんでした。だが、担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんや農業委員会事務局の方々から支えられ、農業者の視点に立ち、また現場第一に考えた活動を進めて来ることができました。

農地パトロール、農業者との会合などで感じたことは、高齢化や後継者不足に伴う農地管理の難しさが、想像を超えるスピードで進んでいる厳しい現実でした。

大切な農地を次の世代にどう繋ぐか、私たち農地利用最適化推進委員の任務であることを思い、責任の重さを感じております。

今年は任期の最終年となりますが、これまでの農業者との関係を大切にしながら、荒廃農地や再生困難な農地が少しでも抑えられるように微力ではありますが取り組みたいと思います。

中山間地では、都市部にはない豊富な資源となる農地が活用されるよう、また、新規就農者が耕作に取り組みやすい環境を整えるなど、農業者と農業の繋ぎ役として今後も活動していきたいと思っています。

「頑張る農業者」紹介

水上北部水稻生産組合

採種部 丸山 竜弘さん

妙高市の北東部、水上地域に平坦な田園が広がっています。その一角、北条・上米沢地域のほ場で来年の米作りの元となる「米種籾」を作り続けている農業者が十名程いらつしやいます。その中の人、水上北部水稻生産組合採種部の丸山竜弘さんにお話を伺いました。

妙高市内で米種子作りに携わっている団体は三団体(新井新田・両善寺・水上)あり、同団体はその一角を担っています。播種から田植えまでは、般の米作りと作業工程は同じですが、6月中旬からは場に草が生え始めると、「氣にその忙しさが増してきます。

一般の米作りの工程との一番大きな違いは、「混雑種の除去作業」です。「混雑種」とは稲の条間に生える雑草や昨年ほ場に落ちた籾から自然に生えた稲の芽(苗)などです。今年植えた苗と混ざらないよう見つけ次第抜き取り作業を行います。これは全ての水田に足を踏み入れ、手作業で二本一本確実に根っ子から抜くという地道で身体に負担がかかる大変な作業です。これを全ほ場で行



うため、夏の暑い時期から刈り取り時期まで長期にわたる、とても過酷な作業です。

また、稲の病害虫対策として薬剤の噴霧と重なり、さらに忙しさが増します。稲に米(実)がなり始めると、今度は県の基準に合わせるための調整が始まり、稲の株の中に「長く成長しすぎた稲」や「成熟の足りない稲」が一本でもあるとそれを株ごと二つつ手作業で刈り取って除去します。

その後、県の検査に合格したものだけが(検査を合格したほ場だけが)種子の収穫作業へ進むことができます。

刈り取りについても一般の米作りと同様のコンバインを使用しますが、種子用の稲の刈り取りにはエンジン回転数の規制があります。エンジンを高速回転で使用する、種籾の表面に傷が付いたり籾殻が割れたりして、来年の種籾に不良品が出てしまうためです。当然、コンバイン

の刈り取り速度も上げられず、丁寧な操縦が求められます。刈り取り後も、籾乾燥など最終的に「種籾」として認定されるまで気の抜けない作業が続きます。

昔に比べ近年は、農業機械の発展やスマート農法の確立などにより作業効率率は格段に向上したものの種子作りは、今も手作業の工程が多く、ここ数年の猛暑の中でも自らの足をほ場に踏み入れ、二つつ丁寧に作業を続けています。

私たち日本人の主食である米。その米作りの根幹を担う種子作りの世界も高齢化が進み、後継者不足に頭を悩ませています。

昨年の米不足騒動も食料について考えさせられました。来年の米作りの大元となる種子の耕作という視点から食料問題を見ると、普段は見えにくい課題もあることに気付かされます。



丸山さんは「般の米作りと違い、種子米作りは販売単価が高く生産性がよいということも続けている一つの理由ではあります。米作りの大元を我々が担っているんだという心意気と、米どころ新潟のブランドを自分達が受け継いで来た、そしてこれからも未来へ繋げていくというプライドがあります」と気持ちを込めて話してくれました。

昨年、私たち日本人は、お金を払えば米が必ず手に入るわけではないという経験をしました。

今年は米が余り価格が下落するとも言われていますが、安く簡単に手に入れば、昨年のことすら忘れてしまいがちです。

「米」というのは字の如し、八十八の間をかけて私たちの口に入るものだと言われておりましたが、近年は機械化が進み何時の時代の話だと記憶の彼方へ追いやられた感があります。今回お話を伺い、「米」を作るにはこんなにも多くの工程や細やかな作業が存在することを改めて認識しました。

毎日ご飯が食べられることは当たり前のことではない、自分ではない誰かが作ってくれていて、それを流通させてくれる人や販売してくれる人がいて、初めて口にすることが出来る。

そんな事を、ほんの少しでも考えていただければと思います。

取材

農地利用最適化推進委員

深石 辰一郎

農業者年金で生涯所得の確保を!

農業者年金
へは…

国民年金
第1号
被保険者

国民年金保険料
納付免除者を除く。

原則
60歳未満

国民年金任意加入者は
65歳未満

年間
60日以上
農業に従事

の方ならどなたでも
加入できます。

- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- 一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。
- 税制面で大きな優遇措置があります。



農業者年金については、妙高市農業委員会事務局かお近くのJAにお問い合わせください。

家族経営協定で魅力ある農業を!

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、家族一人ひとりの役割や就業条件、就業環境等について家族で十分に話し合って取り決めるものです。役割分担によりやりがいをもって働くことができ、ゆとりある生活をおくり、休みがないと言われている農業でも、余暇の時間や地域活動に取り組むことができます。

<制度上のメリット>

①認定農業者制度

各種の政策支援を受ける機会が広がります。

②農業者年金

保険料に補助があり有利に加入できます。

③制度資金の借り入れ

経営者以外の後継者等でも自分名義で借り入れて経営がしやすくなります。

家族経営協定については、妙高市農業委員会事務局(☎74-0030)にお問い合わせください。

全国農業新聞



NATIONAL
AGRICULTURAL
NEWS

毎週金曜日 週刊 月900円(税込)
発行 年10,800円(税込)

3ヶ月間!

無料購読(試読)もできます。

■購読の申込みは、妙高市農業委員会事務局へお気軽にご連絡ください。

【編集後記】

農業委員および、農地利用最適化推進委員は、令和9年3月26日に3年間の任期満了に伴い改選を迎えます。

この間、「農業委員会だより」では、地域農業の現状や委員会の活動を紹介し、情報を提供するため、委員一同努めて参りましたが、至らない点も多々ありました。これを紙面をお借りしてお詫び申し上げます。

また、これまで発行に際し、ご協力いただきました皆様には大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

さて、今回の改選にあたり、次期委員の募集要項等を詳しく掲載いたしました。近年、農業を取り巻く環境は益々厳しくなりますが、妙高市の地域農業を守り次世代へ繋げるために活動していただけるよう、多くの方からの応募・推薦をお待ちしております。

最後になりますが、今後とも農業委員会の活動にご理解を賜り、二層のご指導とご協力をお願いいたします。

農地利用最適化推進委員 市川 政一

★編集委員名簿

編集委員長 高橋 敏明

副編集委員長 市川 政一

編集委員

横尾 一弘・吉尾 正治・生井 一広・田地野

賢一・池上 裕子・竹田 賢一・塚田 俊介・

小嶋 修市・霜鳥 裕隆・金澤 一義・阿部

昌章・保科 一之・望月 薫・大矩 武